

行政相談所

問 総務課行政係 ☎内線321
鷹島支所市民課 ☎内線60311

国や県、市役所などの機関が行っている仕事について、意見・苦情や要望などはありませんか。次の通り行政相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。

●松浦会場

【日時】 4月13日(木)
午前10時～午後4時

【場所】 市役所別館会議室

【行政相談委員(敬称略)】
川畑喜久雄

☎0956-75-0724
青木サチ

☎0956-74-0456

●鷹島会場

【日時】 4月13日(木)
正午～午後4時

【場所】 鷹島支所

【行政相談委員(敬称略)】
小田鐵三郎

☎0955-48-2444

市役所の組織を再編しました

問 総務課行政係 ☎内線321

「食」と「観光」を結び付けた取り組みを強化し、併せて商工振興、企業立地、交通政策等の業務分担を見直すため、4月1日付で企業立地

課および商工観光課を「商工振興課」および「食と観光のまち推進課」に再編しました。また、本格的な松浦魚市場再整備に対応するため、水産課に「施設管理係」を設置しました。

行政区の新設・名称変更について

問 総務課行政係 ☎内線321

4月1日から行政区の新設・名称変更を左記の通り行いました。

【新設】

・今福梶の葉団地(今福町)

【名称変更】

・御厨上坊団地

(旧：御厨定住促進住宅)

・高野松山団地

(旧：高野定住促進住宅)

・調川宮ノ前団地

(旧：調川定住促進住宅)

週2回延長窓口を行っています

問 市民生活課住民係

☎内線124

平日の開庁時間に来庁できない人が利用できるように延長窓口を開設し、次の証明書等を交付していますので、ご利用ください。

【受付窓口】

市民生活課①番窓口(本庁)

【実施日】 火曜日、木曜日

※開庁日に限りです。

【時間】 午後5時15分～6時30分

【交付できる証明書】

1 住民票

2 印鑑登録および印鑑証明書

3 パスポートの交付

(延長窓口では戸籍の交付ができないため、戸籍の交付を伴うパスポート申請の受付は対応できません。)

※右記1～3以外の証明書の交付や届け出の受付は行っておりません。開庁時間(午前8時30分～午後5時15分)の間に手続きを済ませてください。

介護予防・地域支え合いサポーター養成講座

問 松浦市地域包括支援センター

(長寿介護課内) ☎内線176

介護予防による元気な暮らしと支え合いの地域づくりのためのサポーター養成講座を開催します。お気軽にご参加ください。

【対象】

市内在住で、健康づくりや介護予防活動に関心がある人、支え合いの地域づくりに関心がある人。20人程度。

【日時】

第1回目 5月11日(木)

午後1時30分～4時※全5回

【場所】 松浦市保健センター

【内容】

・老後を元気に過ごすための介護予防に関する講話

・運動の実践やミニ調理実習など

【受講料】 無料

【申込期間】

4月5日(水)～28日(金)

障害のある人が受給できる各種手当

問 福祉事務所障害福祉係

☎内線157

身体または精神に重度の障害をお持ちの人で、障害の程度が手当の認定基準に該当する場合、申請により各種手当が受給できます。申請には専門医の診断書が必要です。

◆障害者

《特別障害者手当》

【申請できる人】

20歳以上で、重度の障害のため日常生活において常時介護が必要な人(障害年金と併給可能です)

【申請できない人】

①病院等に継続して3カ月を超えて入院している人
②施設等に入所中の人
③本人または同居の親族の所得が一定以上ある人(扶養親族数により異なります)

【手当月額】 26,810円
(支給月 5月・8月・11月・2月)

◆障害児

《障害児福祉手当》

【申請できる人】

20歳未満で、重度の障害のため日常生活において常時介護が必要な人

【申請できない人】

①障害を支給理由とする公的年金等を受けている人
②施設等に入所中の人
③父母または同居の親族の所得が一定以上ある人(扶養親族数により異なります)

【手当月額】 14,580円

(支給月 5月・8月・11月・2月)

《特別児童扶養手当》

【申請できる人】

20歳未満の障害のある児童を監護する父母(または養育者)

【申請できない人】

①障害を支給理由とする公的年金等を受けている児童の父母
②施設等に入所中の児童の父母

③父母または同居の親族の所得が一定以上ある人(扶養親族数により異なります)

【手当月額】

〈1級〉 51,450円
〈2級〉 34,270円
(支給月 4月・8月・11月)



市内の産物を活用した新商品開発を応援します!!

問 食と観光のまち推進課 内線 271

～新たな商品開発に計画的に取り組もうとする市内の事業者の皆さんへ～

松浦市では、国の地方創生推進交付金を活用し、市内で産出される農産物、水産物、鉱石などを原材料とする新たな商品の開発を実施する市内の事業者を支援する補助制度を設けています。ぜひ、ご活用ください。

【補助金の交付対象者】

補助金の交付の対象となる人は、新商品の開発を行う製造業事業者等で、次の①～⑤に掲げる事項を全て満たす人です。

- ①平成 30 年 3 月末日までに新商品を開発する人
- ②市内に本拠地を有し、かつ、市内の拠点において事業を実施または予定している人
- ③本市の産物を活用した新商品の製造、販売計画が 5 年以上ある人
- ④商品の認証、認定制度および品評会等に出品する計画がある人
- ⑤市税に滞納がない人

【補助金の対象経費】

1. 新商品技術開発などに必要となる経費
2. 市場調査、試験販売および商品紹介などに必要となる経費
3. 認証、認定および表彰取得などに必要となる経費

【対象外経費】

- ◆施設の整備・改良、機械・設備の導入に係る経費
- ◆研究開発に直接使用する人件費
- ◆新商品を販売するための大量製造に係る経費
- ◆補助対象経費に係る消費税相当額（8%）

【補助限度額、補助率】

補助限度額：400 万円
補助率：10 分の 10 以内

★商品開発までの流れ★



松浦市手話奉仕員養成講座 基礎課程受講生募集

問 福祉事務所障害福祉係
内線 1556

【講座の内容】

聴覚障害、聴覚障害者の生活および関連する福祉制度等について理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うに必要な手話語彙および手話表現技術を修得する。

【期間】 6 月から 1 月までの全 25 回を予定。

（毎週木曜日、午後 7 時～9 時）

【場所】 松浦市役所別館会議室

【対象者】

市民および市内事業所勤務の 15 歳以上の人（高校生可）で、過去に松浦市手話奉仕員養成講座（入門課程）を修了された人

【定員】 20 人

※定員になり次第締め切りです。ただし、10 人に満たない場合は講師などの都合により、講座を中止させていただきます。ご了承ください。

【受講料】 無料

※別途テキスト代（DVD 付税込 3,240 円）がかかります。

※平成 28 年度松浦市手話奉仕員養成講座（入門課程）を受講された人はテキスト代不要です。

【申込期限】 5 月 19 日（金）

高校生等まで医療費 助成を行っています

問 子育て子ども課子育て支援係
内線 1446、1448

子ども医療費の助成対象者を高校生等まで（18 歳に達する年度末まで）拡大しています。資格認定月から助成開始となります。お子さんがいる家庭で受給資格認定申請を行っていない場合は、早めの手続きをお願いします。

なお、就学で市外に住所のあるお子さんも対象となる場合がありますので、ご相談ください。

《子ども医療費助成の内容》

◎保険診療にかかる医療費について、1 か月ごと・1 医療機関ごとに次の自己負担額を控除した額を助成しています。（自由診療・文書料・容器代などは対象外です。）
◎高額医療費・付加給付などを受けている場合は、その給付額も控除した上で助成します。

自己負担額		診療日数
薬局	病院	
なし （全額助成対象）	800 円	1 日
	1,600 円	2 日以上